

安全の手引き

平成27年1月

在デンパサール日本国総領事館

はじめに

インドネシアでは、1998年5月、アジア通貨危機の影響を受けた未曾有の経済混乱に端を発し、ジャカルタを始めとする複数の都市で生活必需品や石油製品等の値上がりに不満を持った群衆による暴動が発生、当時のスハルト政権が崩壊するに至りました。この混乱の中、日本国外務省は「家族等退避勧告」を発出し、約9,000人の在留邦人が短期の間に通常便の他、臨時便並びに政府チャーター便等で帰国ないし近隣諸国に出国しました。

バリ島では、2002年10月に大規模な爆弾テロ（日本人旅行者2名を含む200人以上が死亡）、2005年10月には連続爆弾テロ事件（日本人旅行者1名の死亡を含む100人以上の死傷者）が発生しました。

また、ジャカルタでは、2003年、2004年に爆弾テロ事件が発生、その後、2009年7月には再びジャカルタ中心部で米国系ホテル同時爆弾テロが発生し、多数の死傷者が出ています。

インドネシア政府は、国家をあげたテロ対策を進めて来ていますが、2012年3月には、バリ州デンパサール市サヌール地区他で、国家警察が銃撃戦の末、テロ容疑者5名を射殺した他、その後もジャカルタを始め国内各地で銃撃戦を伴うテログループの摘発が度々行われていますので、引き続きテロへの警戒は重要です。

このような政治・社会情勢の中で安全に生活するためには、日々刻々と変わる国際情勢や政治・経済・治安情勢、更に対日感情の変化等を的確に把握し、各人が「自分の身は自分で守る」との心構えで、常に警戒心を持って行動していただくことが大切です。本文には、在デンパサール日本国総領事館管轄地域内（バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州、東ヌサ・トゥンガラ州）で生活する上で家族全員が念頭に置くべき防犯上の一般的な心得や緊急時の心得と対処要領を記しておりますので、御参考にさせていただきたいと思えます。

なお、不幸にして何らかの事件・事故に巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合は、在デンパサール日本国総領事館（0361-227-628）に御連絡ください。

目次

<u>I 平時における安全対策</u>	1
1. 安全対策の基本的な心構え	1
2. 一般犯罪被害に遭わないための対策	1
3. 爆弾テロ事件に対する対策	3
4. 暴動に巻き込まれないための対策	3
5. 交通事故対策	4
6. 地震、津波等の災害に対する備え	5
7. 旅行者に対する注意事項	5
8. 鳥インフルエンザについて	6
<u>II 緊急事態への備えと対処要領</u>	6
1. 外務省「渡航情報」について	6
2. 平素の心構えと準備	7
3. 緊急事態発生時の対応	8
4. 一時避難、退避	9
<u>[参考資料] 緊急時の連絡先等</u>	10

I 平時における安全対策

バリ島では、2002年と2005年に大規模な爆弾テロが発生しており、邦人を含む多くの死傷者がでています。その後、バリ島において爆弾テロ事件の発生はありませんが、当地治安当局は、依然としてテロリストの流入とテロに対する警戒を強めています。

また、バリ島の一般犯罪の状況は、他のインドネシアの都市に比べ、外国人観光客等を狙った、ひったくり、スリ、置き引き、車上狙い、強盗、侵入窃盗、及び麻薬の売買等の犯罪が多発しており、邦人が被害に遭うケースも少なくありません。

1. 安全対策の基本的な心構え

□ 犯罪、事件、事故に巻き込まれないようにするには、**予防こそが最良の危機管理**です。日頃から当地の治安状況等について情報収集に努め、被害を未然に防ぐよう心がけてください。

□ 目立つ生活をしない、外出時には常に身边を警戒する、夜間の外出は控える、犯罪が起こりやすい地域には近づかない等、**犯罪を誘発する環境を作らないこと**も重要です。

□ 多額の現金や高価な貴重品を持ち歩かない、普段の行動パターンを予知されない等、**犯行の機会を与えない（油断しない）こと**も大切です。

□ 近隣住民や家事補助者等と良好な関係を構築し、インドネシア社会に溶け込むことにより、被害に遭うことを予防するとともに、有事の場合には、助けとなつて貰えるような人間関係を醸成しておくことが、当地で安全に暮らすための大きな助けとなります。

□ 何らかの事件・事故に巻き込まれ、被害に遭う場合に備えて、海外旅行傷害保険等の各種保険に加入しておくことをお勧めします。

2. 一般犯罪に遭わないための対策

(1) 自宅における留意点

□ 独立家屋の場合は、住宅環境を整備し、夜間は庭園灯、屋外灯を点灯して住居周辺を明るくし、また、ドアや窓の作り及び施錠設備を堅牢なものとして、ドアや窓には、可能な限り複数の鍵を設置する他、必要に応じて警報装置を設置することをお勧めします。

□ ドアや窓の施錠は、例え在宅中であってもこまめに行ってください。鍵は自らが確実に保管し、仮にメイド等に合い鍵を預ける場合であっても、主寝室等の合

い鍵は渡さない等の注意が必要です。

□ 知らない訪問者は絶対に家の中に入れていないことも重要です。例え訪問者が、警察官や警備員であると告げても、面識が無い場合には、必ず身分証明書の提示を求め、所属先を尋ねるなどの確認をしてください。

□ 使用人（家事補助者、運転手等）の採用に当たっては、身元のはっきりした者を採用することをお勧めします。採用の際は身分証明書等を確認し、そのコピーを保管し、特に、運転手については運転免許証の有効期限についても注意して下さい。

□ メイド等使用人には、主人の許可なしに外部の人間（例え当該使用人の家族であっても）を家の中に入れていないよう十分に注意を与えて下さい。また、見知らぬ者からの家人の在宅を確認するような電話には応答しないよう平素から指導して下さい。

□ 不心得な使用人等や解雇した使用人の手引きによる犯罪も多いことから、十分に注意を払うことが必要です。

□ 外出先から帰宅した際、ドアの錠が開いていたり、窓が割られている等の不審な点が認められたら、安易に家の中に入ることなく、警察や近隣の人に助けを求めて下さい。

□ 在宅時に盗賊の侵入に気付いても、身の安全を第一として対処することが必要です。盗賊のいる場所に姿を見せることなく、鍵のかかった部屋で盗賊の退散を待ち、電話で警察等に通報して下さい。それでも押し入って来た場合には、むやみに抵抗せず身体の安全を最優先に落ち着いて行動して下さい。

（2）行動における留意点

□ 繁華街、スーパーマーケット、ショッピングモール、空港等多数の人が集まる場所では、周囲に不審な人物がいないかどうか確認して下さい。

□ 特に、夜間の繁華街（路上）などにおいては、スリやひったくり、置き引き等の窃盗事件が頻発しています。深夜・早朝の時間帯に繁華街に出歩くことは避けた方が無難です。

□ 外出する際は、派手な服装は避け、貴重品や必要以上の現金を持ち歩かないようにして下さい。旅券は、自宅ないし事務所等に保管し、コピーを持ち歩くことをお勧めします。

□ バックを持ち歩く場合は、ひったくりに遭わないように十分注意して下さい。肩掛けバックの場合、ひったくりに遭うと、引きずられ、大怪我する場合があります。車道とは反対側に掛ける等の工夫も必要です。

□ 車に乗ったら直ちにドアロックを施し、窓ガラスは閉めて下さい。車を離れ

る時は、車内に貴重品を置かないで下さい。大きな荷物で持ち歩くことができない場合は、カバーをかける、予めトランクの中に入れる等、外部から見えない場所に保管して下さい。

□ 「パンク強盗」の被害も報告されています。車のタイヤがパンクしてもすぐに降車せず、ガソリンスタンドやレストランの駐車場等、比較的人出の多い安全な場所まで移動し、周囲の安全を十分に確認した後に車体の確認や修理を行って下さい。

□ タクシーを利用する際には、レストランやホテルで手配してもらったものを利用することをお勧めします。トラブルに遭遇してしまった（遭いそうになった）場合には、運転手の名前や車両番号、タクシーの会社名等を控えてください。

3. 爆弾テロ等に対する対策

(1) 爆弾テロ等の脅威

バリ島では、2002年10月、2005年10月に大規模な爆弾テロが発生した他、インドネシア国内では、類似のテロ事件が発生し、過激派やテロリストの摘発が続いており、引き続きテロへの警戒は重要です。

(2) 対策

□ 利用するホテル、レストラン、ショッピングモール等が十分な安全対策を講じているか、また、不測の事態に備え、非常口、避難経路も確認して下さい。

□ 日頃から、テロに関する情報に関心を持ち、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等で、テロに関する最新の情報を集めるよう心掛けてください。

□ 多数の外国人が集まる場所及び主要欧米関連施設等、テロの標的となるような場所に近づくことは極力避けるようにして下さい。

4. 暴動に巻き込まれないための対策

□ 集会やデモに端を発して、いざこざや小規模な暴動が発生することがありますので、車で移動する際は必要に応じて運転手にラジオニュースを聞かせる等して情報を収集し、危険な地域や道路は避け、迂回するよう心掛けて下さい。

□ 仮に、暴動、喧嘩の現場に遭遇した場合には、速やかにその場から離れるようにして下さい。また、爆発音が聞こえたり、煙が立ち上ったりした場合は、二次的な爆発や群衆のパニックに巻き込まれる恐れもあります。野次馬となって現場を見物する等の行動は危険です。その場から直ちに離れて下さい。

□ 外出に際しては、不審な動きをしている人物や車両がないか等、周囲の状況に最大限の注意を払い、万が一、不審な人物、車両及び物品等を発見した場合には、直ちにその場から離れて下さい。

5. 交通事故対策

- 当地バリ島における道路交通事情は非常に劣悪で、交通事故が頻発しています。自分で自動車やオートバイの運転する場合には、周囲の交通に細心の注意を払い、交通事故防止に努めて下さい。また、運転手を使用する場合、安全運転に心掛けるよう平素から十分に指導して下さい。
- オートバイに乗車する際は、ヘルメット着用が義務づけられています。安全基準を満たしたヘルメットを必ず着用してください。
- 自分の車が交通事故を起こした場合は、追突等の二次的 사고が起こらないよう安全を確保し、その上で現場の保全を図って下さい。運転手を使用している場合、事故の当事者はあくまで運転手となりますので、示談交渉等については運転手に交渉させ、自分は安易に車外に出ないことをお勧めします。身の危険を感じた場合は、早急にその場から離れて下さい。
- 事故現場には瞬時に野次馬が集まる場合がありますので、示談等の交渉をする場合は、可能な限りホテルの駐車場等の安全な場所に移動して行って下さい。その際、特に事故現場では相手を刺激するような言動を避けるのが賢明です。
- 軽微な物損交通事故であれば、基本的にはその場での示談となることがありますが（警察への通報義務はない）、解決がつかない場合や後刻の示談に相手が応じそうもない場合等には、両当事者（運転手を使用している場合は運転手のみ）揃って警察へ行くことを促す等の措置も検討する必要があります。
- 人身交通事故の加害者となった場合は、周囲の状況（野次馬の参集状況等）や相手の負傷の程度等を勘案した上で、必要であれば自分の車、タクシー等で負傷者を病院に搬送するなど、臨機応変の措置をとることをお勧めします。
- 事故現場では後日のトラブルを避けるため、相手の運転免許証や身分証明書記載事項、相手車両の車検証やプレート番号等を控えて下さい（保険への未加入者も多い）。自分自身の身分事項について答える必要がある場合は、氏名、携帯電話の番号等連絡が取れる範囲で必要最小限にとどめ、自宅の住所や電話番号はなるべく教えないようにして下さい。
- 警察において事情聴取を受ける場合は、通訳可能な者を同伴することをお勧めします。捜査報告書等への署名を求められた際は、内容を十分に確認した上で応じて下さい。
- 飲酒運転は絶対にしないでください。酒酔い運転と認定された場合は通常の事故等より思い処罰が科せられることとなります。
- 車両を運転しない場合でも、周囲の安全を十分に確認し、事故に巻き込まれないようにして下さい。
- 事故により怪我をしたときに備えて、海外傷害保険等の加入をお勧めします。

6. 地震・津波等の災害に対する備え

- 日本で生活している時と同様、災害への備え（飲料水、非常食、懐中電灯、ラジオ、タオル等）は平素から準備しておくことが肝要です。
- 居住地域が沿岸地域の場合、地域の津波を警戒するハザードマップ等にて避難経路等を確認しておいてください。

7. 旅行者に対する注意事項

（1）当地で旅行者が遭う犯罪被害の大半は、スリ、置引き、ひったくり、車上狙い等の窃盗及び様々な手口による詐欺です。これらの犯罪を防止する一般的な対策は以下のとおりです。

- 手荷物からは絶対に目を離さない。荷物を駐車車両内に放置しない。
- 観光地、繁華街、スーパーマーケット、ショッピングモール、空港等多数の人が集まる場所では、常に警戒を怠らない。
- 繁華街（路上）などでは、スリやひったくり、置き引き等の窃盗事件が頻発しているので、深夜・早朝の時間帯に繁華街に出歩くところは避ける。
- 貴重品や必要以上の現金を持ち歩かない。旅券はホテルのセーフティーボックス等に保管し、コピーを持ち歩くようにする。
- バックを持ち歩く場合は、ひったくりに十分注意する。肩掛けバックの場合、ひったくりに遭うと、引きずられ、大怪我する可能性があるため、車道とは反対側に掛ける等工夫する。
- 車上荒らしの被害に遭わないため、駐車車両の中に貴重品を放置しないなど、荷物の管理を厳重にする。
- 見知らぬ者から声を掛けられた時は、スリやひったくりの可能性があるので、周囲の状況にも注意する。
- 甘言につられない。現地人が唐突に日本語で親しげに話しかけてくる場合は十分注意する。強引な物売り（薬物の売りつけ）、客引きを相手にしない。

（2）盗難などで旅券を紛失すると、旅券の再発行や出国許可取得の手続きに時間を要し、旅行日程を大幅に変更しなければならぬおそれもあります。旅券の管理には細心の注意を払って下さい。

（3）クレジットカードの不正使用被害も報告されています。クレジットカードが他人の手に渡らないようしっかり管理し、紛失や身に覚えのない使用等が疑われる場合には、直ちにカード会社へ連絡してください。また、最近ではATM（現金自動預払機）から預金は何者かに引き出されるスキミング被害が発生しています。ATMを使用する際は、暗証番号を写すカメラ等の不審な機器が取り付けら

れていないか、周囲をよく確認するなどの注意が必要です。

(4) 不幸にも何らかの事件・事故に巻き込まれ、被害に遭ってしまった場合には、当地では被害回復は難しいことが多く、また病院での治療費等が極めて高額となります。そのような事態に備えて、海外旅行傷害保険等の各種保険に加入されることを強くお勧めします。

8. 鳥インフルエンザについて

インドネシアでは引き続き鳥インフルエンザの発生が続いており、変異による人から人への感染が拡大する新型インフルエンザの発生が懸念されます。その際は短期間のうちに世界的に感染が広がるおそれがあると指摘する専門家もおり、出入国や物流の制限により社会的に大きな影響が及ぶ恐れもあります。

以下の在インドネシア日本大使館ホームページでは、鳥インフルエンザの予防対策やインドネシア人家事補助者、運転手等に対する注意事項（インドネシア語版）等の情報を詳しく掲載していますので、万一に備え対応を検討しておいてください。

○在インドネシア日本国大使館ホームページ「鳥インフルエンザ情報」

<http://www.id.emb-japan.go.jp/flu.html>

II 緊急事態への備えと対処要領

インドネシアでは、1998年5月、ジャカルタを中心に各地で暴動が発生し、約9,000人の在留邦人が極めて短期の間に臨時便やチャーター便で国外に退避するという事態がありました。

この過去の貴重な体験を教訓として、今後も危機管理に役立てていくため、ここではそうした準備や緊急事態への対処の上で参考になるような備えと心構えを記しました。

1. 外務省の「渡航情報（危険情報）」等について

外務省は、各国・地域の治安状況について、それぞれの情勢に応じ以下の4段階の安全対策の目安を発出しています。

○「十分注意してください」

当該国（地域）への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるように勧めるもの。

○「渡航の是非を検討してください」

当該国（地域）への渡航に当たり、渡航の是非を含めた検討を真剣に行い、渡航する場合には十分な安全措置を講じることを勧めるもの。

○「渡航の延期をお勧めします」

当該国（地域）への渡航は、どのような目的であれ延期するよう勧めるもの。また、現地に滞在している邦人に対しては退避の可能性の検討や準備を促すもの。

○「退避を勧告します。渡航は延期して下さい。」

現地に滞在しているすべての邦人に対して当該国（地域）から安全な国（地域）への退避（日本への帰国を含む）を勧告するもの。

また、こうした「危険情報」以外にも、安全対策のための諸情報を次のホームページで随時更新しています。

○外務省・海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

2. 平素の心構えと準備

(1) 連絡体制の整備

○在留届の提出

在留邦人の方（バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州、東ヌサ・トゥンガラ州に3ヶ月以上滞在）は、在デンパサール総領事館へ在留届を提出して下さい。在留届が提出されていない場合には、当地滞在の事実や連絡先が分からないため総領事館から重要な連絡ができず、緊急事態に関する情報が得られない怖れがあります。また、住所、連絡先の変更や長期間在留地を離れる、帰国の際には遅滞なくその旨を総領事館まで連絡をお願いします。

○連絡手段の確認

緊急事態はいつ発生するか分かりません。そのような場合に備えて、日頃から家庭内、企業内で緊急連絡方法につき予め決めておいて下さい。

○ラジオの準備

電池で使用できる短波、FM受信用ラジオを準備しておいて下さい。緊急事態発生後、電話が不通になるなど真にやむを得ない状況の場合には、総領事館からの情報伝達手段として、FM放送による緊急連絡を行う場合があります（周波数は本書末に記載）。また、緊急時にはNHK海外放送（NHKワールド、ラジオ日本）でも緊急連絡等があり得ます。

○連絡拠点の把握

総領事館では、連絡拠点として以下の場所に総領事館と連絡可能な無線を設置しています。以下の連絡拠点について、所在地を確認しておいてください。

[連絡拠点]・バリ日本人会事務局（バリ日本語補習授業校（サヌール地区））

・ホテル・グランド・ニッコー（ヌサ・ドゥア地区）

・ビンタン・バリ・コテージ（ウブド地区）

（２）旅券等の管理

旅券、滞在許可証（K I T A S / P）、再入国許可、出入国カード等の出入国に必要な書類は紛失しないよう厳重に管理し、常に有効な状態にあることを確認してください。

□ 滞在許可、出国・再入国許可取得手続等のため、入国管理局に旅券を預け入れしている間に緊急事態が発生し、急遽本邦へ引き揚げる必要が生じた場合、入国管理局から旅券の返却に時間を要すこともありますので、平常時から出入国管理に係る手続は早め早めに対応するよう心掛けて下さい。

□ 長期滞在者は出国に際し、「滞在許可証」を所轄の入国管理局へ提出し、「出国許可証（Exit Permit）」を取得する必要があります。また、後日再入国するためには、「再入国許可証（Re-entry Permit）」の取得も必要（短期滞在査証所持者については「滞在許可証」の取得手続は不要であり、出国のための「出国許可証」の取得も必要ありません）です。なお、緊急事態発生時に「出国許可証」の取得が困難な場合は、総領事館にご相談下さい。

（３）緊急時用物資等の準備

○食料、飲料水

状況によっては、買い物のための外出が困難になり、あるいは、しばらくの間自宅で待機する方が安全なこともあり得ますので、ある程度の食料、飲料水の備蓄をご準備下さい。

○金銭

事態の緊迫により、銀行の閉鎖もあり得ますので、事態が切迫してきたら国外退避のための現金を準備することをご検討ください。

○給油

自動車は常に整備し、燃料は早め早めに給油しておくことが肝要です。

○保険への加入

海外旅行傷害保険、火災保険、盗難保険、自動車保険等へ加入しておくことをお勧めします。

3. 緊急事態発生時の対応

事態が切迫してきたら、まずは正確な情報を入手し、状況を正しく把握することに努めてください。決して流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることなく、冷静に行動してください。

（１）緊急事態発生時等における連絡態勢

□ 総領事館からは、在留届に基づきメール等による情報提供を行うと同時に必

要に応じて電話等での安否確認を行います。また、「バリ日本人会」「西ヌサ・トゥンガラ州日本人会」を通じて、同日本人会会員に必要な連絡を行う等、随時、情報を提供します。

□ また、総領事館ホームページ及びフェイスブック等でも邦人向けの必要情報、メッセージ等を随時掲載します。

(2) 緊急事態発生時等における総領事館の体制

□ バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州及び東ヌサ・トゥンガラ州において緊急事態が発生した場合には、デンパサール総領事館において「緊急事態対策本部」を設置し、所要の情報収集を行うと共に、在留邦人に対し各種情報を伝達します。

(3) 緊急事態発生時等における行動

□ TV・ラジオニュースやインターネットから最新情報を入手し、状況を正しく把握することに努めてください。

□ 同僚や友人などと連絡を取り合い、自分と自分の家族の状況を知らせ合うなど積極的に情報共有を行ってください。

□ 自分や自分の家族または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及び、または及ぶおそれがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を総領事館に連絡して下さい。

4. 一時避難、退避

深刻な緊急事態に至った場合には、居住地からの一時的な避難や国外を含めた他の地域への退避を検討する必要があります。

(1) 総領事館から呼びかける一時避難（集結）の場合、どこにどのように集結していただくかは状況次第で異なりますが、このような場所としては総領事館、日本語補習授業校、指定するホテル等が考えられます。

(2) 事態が悪化し、自発的に退避（島外退避、帰国等）される場合には、退避者の氏名等を総領事館に連絡願います。

(3) さらに深刻な事態となり、日本政府から退避勧告があった場合には、これに従って可能な限り速やかに退避、引き揚げを行ってください。原則、日本政府は一般商業機が運航されている間に退避勧告を発出します。

[参考資料]

緊急時の連絡先等

1. バリ州

(1) 州政府防災庁内

○バリ・クライシス・センター（24時間、英語可、災害、交通事故、救急車、消防車、警察への通報） ☎0361-251-177

(2) 警察（24時間）

○インドネシア国家警察本部緊急電話センター（Call Center POLRI）

☎110（携帯・固定電話いずれからも地域局番を付けずに直接110を押す。但し、繋がるまで若干時間が掛かる模様。同センターはインドネシア全国から緊急電話を受け、受けた緊急電話内容は同センターから各州警察本部にメールで連絡するシステムのため、迅速性という面では劣る。）

○バリ州警察本部（Polda Bali）

☎0361-222-200（24時間、クイック・レスポンス・センター）

☎0361-227-711

☎0361-233-188（注：デンパサール市及びバドゥン県地域対象）

○観光警察（Tourist Assistance Center）☎0361-224-111（英語可）

○デンパサール警察署（Polresta Denpasar）☎0361-844-8902

○バドゥン警察署（Polres Badung）☎0361-829-927

○タバナン警察署（Polres Tabanan）☎0361-811-210

○ギアニヤール警察署（Polres Gianyar）☎0361-943-110

○ブレレン警察署（Polres Buleleng）☎0362-22510

○バンリ警察署（Polres Bangli）☎0366-93110

○クルンクン警察署（Polres Klungkung）☎0366-21115

○カラニアスム警察署（Polres Karangasem）☎0363-21220

○ジェンブラナ警察署（Polres Jembrana）☎0365-41110

(3) 消防

○デンパサール・バドゥン消防コールセンター ☎0361-113
（Call Center Pemadaman Kebakaran Denpasar dan Badung）

○デンパサール消防署（Posko Pemadaman Kebakaran Denpasar）

☎0361-223333

○バドゥン県消防署（Dinas Pemadam Kebakaran Kab.Badung）

☎0361-411333

○ギアニヤール消防署 (Posko Pemadam Kebakaran Kab.Gianyar)

☎0361-7844716

(4) 救急車

○デンパサール市 **☎**0361-223333

デンパサール市コールセンター (Call Center Kota Denpasar)

○バリ赤十字(PMI Bali) **☎**0361-483465

○デンパサール赤十字(PMI Denpasar) **☎**0361-480282

○国立サンラ中央病院 **☎**0361-227911

2. 西ヌサ・トゥンガラ州

○西ヌサ・トゥンガラ地方警察本部 (Polda NTB)

☎0370-647413

○マタラム警察署 (Polresta Mataram)

☎0370-631225

○マタラム市合同消防署 (Satuan Pemadaman Kebakaran Kota Mataram)

☎0370-645872

3. 東ヌサ・トゥンガラ州

○東ヌサ・トゥンガラ地方警察本部 (Polda NTT)

☎0380-821896

○クーパン警察署 (Polresta Kupang)

☎0380-803140

○クーパン市消防署 (Pemadaman Kebakaran Kota Kupang)

☎0380-821467

4. 日本人スタッフのいる医療機関

○B I M C病院 (クタ) (救急車あり) **☎**0361-761-263

○B I M C病院 (ヌドゥア) (救急車あり) **☎**0361-300-0911

○シロアム病院 (救急車あり) **☎**0361-779-900

○カシ・イブ病院 (救急車あり) **☎**0361-223-036

○スルヤ・フサダ病院 (救急車あり) **☎**0361-265-165

○バリ・ロイヤル病院 **☎**0361-247-499

○タケノコ診療所 **☎**0361-780-8094

○共愛メディカル **☎**0361-766-591

5. ラジオ放送等

○NHK国際放送の周波数表

NHKワールド ラジオ 日本語短波放送（平成26年1月現在）

放送時間（日本時間）	周波数（kHz）
6：00－8：00	11665
11：00－14：00	17810
17：00－18：00	17585
18：00－0：00	11815

詳細はNHKホームページを参照してください。

<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/top/>

○在デンパサール日本国総領事館緊急FM放送

90.50MHz(予備 90.40MHz) ※緊急時のみ、日常は放送していません。

6. 外務省海外安全ホームページ及び在外公館等

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

○在デンパサール日本国総領事館

所在地：Jl. Raya Puputan No.170 Renon, Denpasar, Bali Indonesia

電話：0361-227-628 FAX：0361-265-066

ホームページ：http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在インドネシア日本国大使館

電話：021-3192-4308 FAX：021-315-7156

ホームページ：http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在スラバヤ日本国総領事館

電話：(031) 5030008 FAX：(031) 5030037

ホームページ：<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/index.html>

○在マカッサル領事事務所

電話：(0411) 871030 FAX：(0411) 853946

○在メダン日本国総領事館

電話：(061) 4575193 FAX：(061) 4574560

ホームページ：<http://www.medan.id.emb-japan.go.jp/j/index.html>

○外務省 代表番号 (03) 3580-3311

領事局海外邦人安全課 (03) 5501-8160

海外安全相談センター (03) 5501-8162